

# 協同組織金融機関の現状と課題 ——金融仲介機能の発揮に向けて——

野 崎 哲 哉

## 《目 次》

- I. はじめに
- II. 協同組織金融機関の現状
  - 1. 協同組織金融機関とは何か
    - (1) 理念と組織
    - (2) 現況
  - 2. 協同組織金融機関のあり方をめぐる議論と現在の課題
    - (1) 協同組織金融機関のあり方をめぐる議論
    - (2) 現在の課題
- III. 金融行政の転換と協同組織金融機関のあり方
  - 1. 金融行政の転換
  - 2. 今後の協同組織金融機関のあり方
- IV. おわりに

## I. はじめに

地域経済の衰退と格差拡大が進む中、今改めて協同組合の存在意義が問い直されている。協同組合は相互扶助の理念、非営利の特性を活かし、現代社会の諸方面で取組みを進めており、2012年の国際協同組合年には、その現代的意義が再確認されている<sup>(1)</sup>。しかしながら、5年が経過した現在、日本ではその運動の具体的な前進を実感することはできていない。その背景にあるのは、今世紀に入ってから顕著となってきた新自由主義的経済運営による競争政策の徹底であり、経済の金融化である<sup>(2)</sup>。2013年から始まったアベノミクスも

こうした政策を積極的に推進しており、国民生活のあらゆる分野でその弊害は浸透しつつある<sup>(3)</sup>。

一方、世界的にも新自由主義の弊害は広がっており、米国のトランプ政権誕生やEUの混迷、中国をはじめとする新興国経済の行き詰まりなど、先行き不透明な政治経済情勢となっている。市場経済、資本主義経済自体のあり方も問い直されつつある今、アベノミクスの限界も指摘されており、資本主義経済にとっての協同組合の現代的存在意義を考えることは非常に重要な課題となっている<sup>(4)</sup>。

こうした協同組合の取組みは、金融分野においても非常に重要な位置づけを持っている<sup>(5)</sup>。

日本では、協同組織金融機関として、信用金庫、信用組合、労働金庫、農林系統金融機関の4業態が活動を展開している<sup>(6)</sup>。

協同組織金融機関の理念、基本的性格については、2009年6月の金融審議会「協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ」中間論点整理報告書では次のように記されている。「協同組織金融機関は、本来、相互扶助を理念とし、非営利という特性を有するものと位置づけられており、その基本的性格は、中小企業及び個人など、一般の金融機関から融資を受けにくい立場にあるものが構成員となり、これらの者が必要とする資金の融通を受けられるようにすることを目的として設立された点にある」。

以上のように、非常に重要な存在意義を有する協同組織金融機関であるが、現状では非常に厳しい状況に追い込まれている。同審議会では、協同組織金融機関数の激減、不良債権問題、預貸率低下・預証率上昇等、その本来機能が十分に発揮されていないという問題意識に加え、他業態との競合、ガバナンスのあり方等、組織自体の見直しも必要との認識に立っていた。機能論と組織論の関係をふまえた改革の必要性を提起したのであるが、その後、具体的な改革は行われておらず、現時点では問題提起に留まっている。現状は漸進的衰退と言わざるを得ない。

そもそも日本における協同組織金融機関は、戦後の専門金融機関制度の下、中小企業及び個人への資金提供を積極的に行うことで、その存在意義を十分に示してきた<sup>(7)</sup>。日本経済に果たしてきた役割は大きく、現時点でも総資金量は、協同組織金融機関4業態（信用金庫、信用組合、労働金庫、農林系統金融

機関）で約275兆円、全国銀行の資金量の4割近い規模となっている。しかしながら、その数は現在も減少の一途であり、1991年から2016年の25年間に、信用金庫は440から265へ、信用組合は398から153へ、労働金庫は47から13へ、信用事業を営む総合農協は3574から691へと激減している。

こうした中で、中小企業金融・地域金融の現場では、顧客企業が十分な融資を受けられないとの声を上げている。金融機関側が保証や担保がないと融資に慎重となり、自らも収益機会を逸している事態を、金融庁は「日本型金融排除」と定義し、その改善を促している<sup>(8)</sup>。顧客である中小企業及び個人など、一般の金融機関から融資を受けにくい立場にあるものと一番身近な金融機関こそが協同組織金融機関であり、今、その本来の理念に立ち返り、金融サービスを提供することが求められている。

そこで本稿では、協同組織金融機関の現状と課題について検討する。その際、現下の金融行政の変化をふまえ、金融仲介機能の発揮に向けて、協同組織金融機関にとって今何が必要なかという視点から考察する。以下、Ⅱでは協同組織金融機関の現状について考察する。協同組織金融機関とは何かについて、その理念と組織、現況を見た上で、協同組織金融機関のあり方をめぐる議論と現在の課題について考察する。Ⅲでは金融庁の方針転換、金融行政の転換をふまえて協同組織金融機関のあり方について考察する。最後にⅣで本論文のまとめと今後の検討課題を明らかにして結びとする。

## II. 協同組織金融機関の現状

### 1. 協同組織金融機関とは何か

#### (1) 理念と組織

ここでは、協同組織金融機関の理念と組織について簡単に確認しておこう。前述のように、2009年6月の金融審議会「協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ」中間論点整理報告書では、「本来、相互扶助を理念とし、非営利という特性を有するもの」と位置づけられているが、こうした点は、さらに20年遡る1989年5月15日に公表された

金融制度調査会「協同組織形態の金融機関のあり方について」においても確認されており、その設立目的は以下のように記されている。協同組織金融機関は「そもそも中小企業、農業漁業者及び個人など、一般の金融機関から融資を受けにくい立場にある者が構成員となり、相互扶助の理念に基づき、これらの者が必要とする資金の融通を受けられるようにすることを目的として設立されたもの」なのである。

図表1には、協同組織金融機関4業態それぞれの目的規定・理念が示されている。歴史

図表1 協同組織金融機関の目的・理念

	根拠・準拠法	目的規定・理念
信用金庫	信用金庫法 (1951年)	第一条 この法律は、国民大衆のために金融の円滑を図り、その貯蓄の増強に資するため、協同組織による信用金庫の制度を確立し、金融業務の公共性にかんがみ、その監督の適正を期するとともに信用の維持と預金者等の保護に資することを目的とする。
信用組合	中小企業等協同組合法 (1949年)	第一条 この法律は、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基き協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もつてその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。
	協同組合による金融事業に関する法律 (1949年)	第一条 この法律は、協同組織による金融業務の健全な経営を確保し、預金者その他の債権者及び出資者の利益を保護することにより一般の信用を維持し、もつて協同組織による金融の発達を図ることを目的とする。
労働金庫	労働金庫法 (1953年)	第一条 この法律は、労働組合、消費生活協同組合その他労働者の団体が協同して組織する労働金庫の制度を確立して、これらの団体の行う福利共済活動のために金融の円滑を図り、もつてその健全な発達を促進するとともに労働者の経済的地位の向上に資することを目的とする。
農林系統金融機関	農業協同組合法 (1947年)	第一条 この法律は、農業者の協同組織の発達を促進することにより、農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上を図り、もつて国民経済の発展に寄与することを目的とする。
	水産業協同組合法 (1948年)	第一条 この法律は、漁民及び水産加工業者の協同組織の発達を促進し、もつてその経済的社会的地位の向上と水産業の生産力の増進とを図り、国民経済の発展を期することを目的とする。
	農林中央金庫法 (1943年)	第一条 農林中央金庫は、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の農林水産業者の協同組織を基盤とする金融機関としてこれらの協同組織のために金融の円滑を図ることにより、農林水産業の発展に寄与し、もつて国民経済の発展に資することを目的とする。

[注] 「協同組織金融機関の優先出資に関する法律」をもとに、根拠法・準拠法の目的規定を掲載。

的経緯により根拠法・準拠法が異なっているが、続いてその点について確認しておこう。

日本における協同組織金融機関は、国家の政策的意図に基づき「上から」組織されてきた。具体的な歴史的経緯については以下の通りである<sup>(9)</sup>。まず戦前の1900年に制定された「産業組合法」に基づく信用組合の誕生が始まりである。その後、都市部の中小商工業者のために同法改正により市街地信用組合が

誕生（1917年）し、1943年には「市街地信用組合法」が制定され、純粋に金融事業を行う組合へと発展した。

戦後は1949年「中小企業等協同組合法」および「協同組合による金融事業に関する法律」によって信用組合が改めて活動を開始したが、1951年「信用金庫法」により、以前から存在していた信用組合のうち一般金融機関的性格の強かった組合は信用金庫に転換す

図表2 協同組織金融機関の会員・組合員資格及び特徴等

	会員・組合員資格	業務範囲（預貯金・貸出金）
信用金庫	（地区内において）住所または居所を有する者、事業所を有する者、勤労に従事する者、事業所を有する者の役員、〈事業者の場合〉従業員300人以下または資本金9億円以下の事業者	預金は制限なし 貸出は原則として会員を対象とするが、制限つきで会員外貸出もできる（卒業生金融あり）
信用組合	（地区内において）住所または居所を有する者、事業を行う小規模の事業者、勤労に従事する者、事業を行う小規模の事業者の役員、〈事業者の場合〉従業員300人以下または資本金3億円以下の事業者（卸売業は100人または1億円、小売業は50人または5千万円、サービス業は100人または5千万円）	預金は原則として組合員を対象とするが、総預金額の20%まで員外預金が認められる 貸出は原則として組合員を対象とするが、制限つきで組合員でないものに貸出ができる（卒業生金融なし）
労働金庫	（地区内において）事務所を有する労働組合、消費生活協同組合及び同連合会、定款に特に定めのある労働金庫では、労働者個人も会員（個人会員）資格あり	会員である団体（団体会員）自身及びその組合員（構成員）が利用可 預金・貸出ともに員外制限あり
農林系統金融機関	農協：農業者（組合を除く）、当該農業協同組合の地区内に住所を有する個人又は当該農業協同組合からその事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を継続して受けている者であって、当該農業協同組合の施設を利用することを相当とするもの、当該農業協同組合の地区の全部又は一部を地区とする農業協同組合、農業組合法人等当該農業協同組合の地区内に住所を有する農民が主たる構成員となっている団体で協同組織のもとに当該構成員の共同の利益を増進することを目的とするもの、その他当該農業協同組合又は当該農業協同組合の地区内に住所を有する農民が主たる構成員又は出資者となっている団体 農協連合会：組合、他の法律により設立された協同組織体で組合の行う事業と同種の事業を行うもの、組合が主たる構成員又は出資者となっている法人（農協中央会などを除く） 漁協、漁連、水産加工組合、連合会：（地区内において）漁民、漁業生産組合、漁業を営む法人（組合及び漁業生産組合を除く）	農協・農協連合会：貯金は原則として組合員を対象とするが、組合員利用の25%まで員外貯金が認められる、貸出も原則として組合員を対象とするが、組合員利用の25%までの員外貸出が認められている 漁協、漁連、水産加工組合、連合会：貯金及び貸出は原則として組合員を対象とするが、本来の漁協の目的及び性格に反しない一定の範囲内において員外利用が認められている

〔注〕全国信用金庫協会、全国信用組合中央会、厚生労働省、農林水産省の各ホームページをもとに筆者作成

ることとなった。こうして中小企業等協同組合法下の信用組合は協同組合同的性格を強く指向した金融機関としての位置づけを持つこととなった<sup>(10)</sup>。一方、労働金庫は労働者の生活向上を図るための金融事業に従事する信用組合としてまず設立され、1953年に労働金庫法制定により労働金庫として組織変更されることとなった<sup>(11)</sup>。最後に農林系統金融機関についてであるが、1947年に農業協同組合法、1948年に水産業協同組合法が制定され、戦前に農漁村において普及していた産業組合を再組織化する事となり、その信用事業として発展を遂げていくこととなった。

以上のように、戦後の協同組織金融機関は、経済復興期に相次いで設立されている。産業組合法制定時からの「上から」の方式が継続され、根拠法・準拠法が異なることからわかるように、特性を異にする協同組織金融機関の存在とタテ割り行政下での「棲み分け」の下で、再組織化が行われることとなったのである<sup>(12)</sup>。

次に、協同組織金融機関の会員・組合員資格及び業務範囲（預貯金・貸出金）についてであるが、業態毎に非常に細かく決められている（図表2参照）。ただし、戦後の経済成長とその後の経済環境の変化の中で、その資格や業務範囲も改正されてきた。変更点の詳述は避けるが、民間金融機関との競合関係が強まる中で、その金融機関としての性格を強めるために業務範囲を変更してきており、例えば、信用金庫は民間銀行とほぼ同様の金融業務を行い得るようになってきている。いわゆる「同質化論」がこうした点から出てくるのであり、その一方でこのことは協同組合としての特質が弱化していることを示している。

ここで協同組織金融機関と一般の民間銀行との相違について簡単に確認しておこう。そもそも協同組織金融機関については、統一的な概念で捉えることは難しい。その共通するメルクマークとされているのが、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（いわゆる独占禁止法）第22条で適用除外の要件とされている次の点を満たしていることとされる<sup>(13)</sup>。第一に「小規模事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること」、第二に「任意に設立され、かつ、組合員が任意に加入し、又は脱退することができること」、第三に「組合員が平等の議決権を有すること」、第四に「組合員に対して利益配分を行う場合には、その限度が法令又は定款に定められていること」である。このように、協同組織金融機関は営利を目的とせず会員・組合員を構成員とする協同組織形態の金融機関であり、出資者である会員・組合員には1人1個の議決権が与えられており、税務上は軽減税率の適用を受けている<sup>(14)</sup>。

これに対して、銀行はその根拠法たる銀行法第1条において「国民大衆のために金融の円滑を図る」とされ、その際、「公共性に鑑み」との文言が記載されているものの、利益追求による企業価値最大化を目的とする株式会社形態の金融機関であり、議決権も1株につき1個となっている。

協同組織金融機関が預金・貯金の受入れを基礎に銀行業務を行っている点では、民間銀行との同一性がある（「金融機関性」）。しかしながら、その会員資格等に基づき預金・貸出において制約も加えられるなどの区別が存在している（「協同組織性」）<sup>(15)</sup>。ちなみに、こうした同一性の側面を強調し、「同質化論」

が展開され、協同組織金融機関の株式会社化の議論が何度も登場してきたが<sup>(16)</sup>、協同組織金融機関のあり方を理解するためには、同一性と区別をしっかりと把握し、検討することが求められる。「金融機関性」と「協同組織性」双方の理解が重要となっている<sup>(17)</sup>。

以上のように、相互扶助の精神を理念とした協同組織金融機関のその特性は、第一に地域の中小企業や個人を対象としている金融機関としての専門性（「金融機関性」）を有し、第二に「協同組織性」を持つところにある。地域社会と運命共同体の関係にあり、地縁・人縁を活かして経済合理性を追求するとともに、相互扶助の延長線上の系統化も重要な位置づけを持っている。すなわち、一つ一つの協同組織金融機関は小さくとも、全国レベルで相互扶助することによって存在感と競争力を発揮し、中央機関との分業と協業を行うことで、「協同組織性」を発揮している<sup>(18)</sup>

## (2) 現況

続いて、協同組織金融機関の現況について詳しく見ておくことにしよう。まずバブル崩壊後からの25年間の日本の預金取扱金融機関数の推移を示したのが図表3である。メガ再編や民間銀行の経営破綻などもあり、多くの業態でその数を減らしているが、とりわけその減少数が顕著となっているのが協同組織金融機関である。25年間の減少数は、信用金庫は186、信用組合は255、労働金庫34、信用事業を行う総合農協にいたっては2,883となっている<sup>(19)</sup>。

ここで問題となるが、こうした数の減少が協同組織金融機関の金融仲介機能の低下にいかに関係しているかである。そこで続いて協同組織金融機関の金融仲介機能の現状について確認しておこう。図表4に示されているのは最近10年間における協同組織金融機関の預貯金・貸出金等の状況である。

協同組織金融機関の預貯金は、いずれも

図表3 1991年～2016年の銀行数の推移

	1991年(a)	2001年	2011年	2016年(b)	a-b
都市銀行	12	9	6	5	-7
地方銀行	64	64	63	64	±0
第二銀行	68	57	42	41	-27
信託銀行	16	31	18	16	±0
長期信用銀行	3	3	0	0	-3
その他銀行	—	3	16	15	+15
信用金庫	451	372	271	265	-186
信用組合	408	281	158	153	-255
労働金庫	47	40	13	13	-34
総合農協	3,574	1,618	754	691	-2,883

[出所]『平成27年度 預金保険機構年報』、『平成27年度農業協同組合等現在数統計』より筆者作成

[注]各年3月末の数字。第二地銀は第二地方銀行協会加盟の銀行で1991年までは相互銀行を含む。

図表4 協同組織金融機関の預金・貸出等の変化（2006年-2016年）

	預貯金		貸出金		預貸率		店舗数	
	2006年／2016年	増減額・増減率	2006年／2016年	増減額・増減率	2006年	2016年	2006年	2016年
信用金庫	111兆8837億円 137兆8867億円	+26兆0030億円 +23.24%	63兆7674億円 67兆9044億円	+4兆1370億円 +6.48%	56.99	49.25 -7.74	7793	7378 -415
信用組合	16兆1167億円 19兆9049億円	+3兆3882億円 +23.53%	9兆3947億円 10兆4240億円	+1兆0293億円 +10.95%	58.29	52.37 -5.92	1858	1691 -167
労働金庫	14兆6663億円 19兆3169億円	+4兆6506億円 +31.70%	10兆0795億円 12兆0619億円	+1兆9824億円 +19.66%	66.83	62.93 -3.90	683	638 -45
総合農協	79兆7662億円 98兆2424億円	+18兆4762億円 +23.16%	21兆1385億円 20兆0420億円	-1兆0965億円 -5.18%	26.50	20.79 -5.71	9724	8010 -1714

〔出所〕日本銀行『金融統計経済月報』、全国信用組合中央協会、全国労働金庫協会、農林中央金庫のデータに基づき筆者作成

〔注〕預貯金・貸出金の上段が2006年12月末、下段が2016年11月末の計数

20%～30%増加しており、超金融緩和政策が継続・拡大する中で、大量のマネーが流入していることを示している。一方、貸出金を見ると、総合農協を除けば増加傾向にあるものの、預貸率を見ると、いずれもその比率を下げている。預貯金の急増の一方で、貸出金の拡大が追いついていないことを示している。とりわけ2012年末に誕生した第二次安倍政権が推し進める異次元金融緩和により、その傾向は拡大しているとみられるが、預貸率の低下とともに、店舗数の減少も著しい。地域経済の衰退に歯止めがかからない中で、協同組織金融機関の統廃合および経営効率化が進行している結果と言わざるを得ない。

そこで続いて、協同組織金融機関の貸出先についてであるが、信用金庫の業種別貸出残高構成比の推移を見た場合<sup>(20)</sup>、2006年3月末に24.6%を占めていた不動産業が2016年3月には34.1%へと約10ポイント増加させる一方で、製造業は19.1%から14.5%へ約5ポイント減少させるなど、他業種は軒並みそのシェアを低下させている。信用組合の業種別貸出残高構成比においても同様の傾向が見ら

れ、不動産業に建設業を加えた比率は2006年3月の20.7%から2016年3月の30.0%へとこちらも10ポイント近く増加させている<sup>(21)</sup>。また労働金庫や総合農協においては住宅ローンの増加が著しい<sup>(22)</sup>。すなわち、現在の貸出増は不動産業向け貸出増がその最大の要因となっているのであるが、例えば、信用金庫の2011年3月から2016年3月にかけての貸出増加額3兆5654億円に対して、不動産業向け貸出増加額は2兆2895億円となっており、増加額の実に64%を占めているのである<sup>(23)</sup>。

こうした事態が示しているのは、現在の協同組織金融機関はその本来の役割に基づく金融仲介機能を十分発揮しているとは言い難いということである。異常な金融緩和政策によって利鞘が縮小し、収益が圧迫されている現状において、会員・組合員を中心とした幅広い顧客の資金ニーズに応えるより、価格上昇により収益確保が安定的に見込める不動産業向け貸出へ傾倒しているのである。しかしながら、今後の不動産価格はバブル的な様相を呈し始めており、今後不動産価格が下落に転じた場合、先のバブル崩壊後と同様の事態

を招く可能性もあり、協同組織金融機関の存在意義を揺るがすことになるおそれがある。

以上のように、協同組織金融機関はその本来機能を十分に発揮できておらず、そのあり方についても課題を抱えている。とりわけ、ガバナンス問題については、例えば、理事長の独断専行的な経営やリスク管理態勢に対する不十分な認識なども指摘されている。そこで続いては協同組織金融機関のあり方をめぐるこれまでの議論と現在の課題について見ておくことにしよう。

## 2. 協同組織金融機関のあり方をめぐる議論と現在の課題

### (1) 協同組織金融機関のあり方をめぐる議論

協同組織金融機関のあり方をめぐって最初に議論が行われたのは高度経済成長期半ば頃であった。金融制度調査会では、金融機関の同質化が進むとともに、会員意識の希薄化、総代選任及び総代会の運営の名目化などの問題点が顕著となっているとの認識が示された。しかしながら、協同組織金融機関を含む民間中小企業金融専門機関の存在意義を再度確認し、1967年10月に答申「中小企業金融制度のあり方について」をまとめた。その後も金融制度調査会「中小企業金融制度の整備に関する答申」(1973年)、同「中小企業金融専門機関等のあり方と制度の改正について」(1980年)において、問題点の指摘もありながらも、その存在意義が再確認され、大きな制度変更もなされずに推移した。

次の大きな議論が起こったのは1980年代末であった。相互銀行の普通銀行への転換を促進するとともに、協同組織金融機関のあり方についても再度検討されることとなった<sup>(24)</sup>。

1989年5月に公表された金融制度調査会「協同組織形態の金融機関のあり方について」では、協同組織金融機関の存在意義を再度認めることとなったのであるが、その「協同組織性」に対する認識の弱さゆえに、バブルとその崩壊後の誤った対応が拡大していくこととなった。

1990年代に入り、バブル経済の崩壊に伴い、幾つかの協同組織金融機関において乱脈経営が明るみとなり、多くの不良債権を発生させ、経営破綻に陥るところも出てきた。とりわけ、1994年から95年にかけて起こった東京二信組問題、コスモ信組、木津信組の経営破綻は公的資金投入問題を浮上させ、大規模な取り付け騒動をも引き起こすものとなった。「協同組織性」の弱化、収益追求に邁進する「金融機関性」の強まりが招いた結果と言えるが、そこには、以前から指摘されてきたガバナンス問題が存在していた。例えば、理事長の強い権限の下で実質的に経営が私物化されたり、メガバンクからの紹介の高利員外預金を取り扱ったりと常軌を逸した経営が放置されてきたのである。実際に、多くの協同組織金融機関が経営破綻に追い込まれ、日本の金融システム不安も拡大していったことから、監督官庁のあり方自体も改革され、早期是正措置、金融検査マニュアルの策定などの対応が取られることとなった。

本来の役割から大きく乖離するこうした事態は何故に起こったのかという真摯な問いかけがなされないまま、パイオフ凍結の下で多くの協同組織金融機関が姿を消した。パイオフ解禁後は協同組織金融機関の統廃合・再編の進展に帰結することとなり、その数が大きく減少している点については、図表3に示し

た通りである。その後、2000年代に入ると、小泉政権下による不良債権早期最終処理方針の徹底とその一方でのリレバンの提起によって、中小企業金融・地域金融は再び脚光を浴びることとなった。しかしながら、同時に進めた日本における新自由主義改革の推進は地域を衰退させ、経済格差を拡大させていった。

こうした中で、再び協同組織金融機関のあり方にも目が向けられるようになり、2007年6月公表の「規制改革推進のための3ヵ年計画」において、協同組織金融機関についてその「業務及び組織の在り方につき、総合的な視点から見直しを検討」とされた。翌2008年3月に金融審議会第二部会に「協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ」が設置されたのであるが、当時は新自由主義改革による地域経済の疲弊が一層進行するとともに、協同組織金融機関数の減少、預貸率の低下等といった以前からの問題点がさらに深刻化している時期であった。

2009年6月に金融審議会「協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ」中間論点整理報告書が公表された。同報告書では、視座として以下の3点を挙げていた。①協同組織金融機関の本来的な役割は、相互扶助という理念の下、中小企業及び個人への金融仲介機能を専ら果たしていくこと、②一方、協同組織金融機関をめぐる状況の変化等を受け、協同組織金融機関が担うべき役割を十全に果たしていないのではないか、との問題意識が存在、③協同組織金融機関が担うことが期待される役割について、その発揮の阻害要因の特定及び一層の発揮のための方策や制度・環境整備のあり方を検討することが必

要である。同報告書の個別の論点は、次ページの図表5に示した5点である。これらの論点は現在においても通ずるものも多く、次節で詳しく検討してみよう。

## (2) 現在の課題

まず、第1論点の「地域金融・中小企業金融において協同組織金融機関が果たす役割」についてである。これは金融仲介機能の強化として今求められているものであるが、何よりも貸出に慎重にならざるを得ない金融行政の下で、担保・保証に基づく融資が行われてきたことは、本稿の冒頭でも述べた通りである。協同組織金融機関の本来の役割からかけ離れた行動をとってきた点については、後述のように金融行政が方針を転換しているのを機に、一刻も早く対応を是正していくべきである。さらに、この問題点を考えるにあたり、第2論点の協同組織金融機関の「業態別のあり方」も合わせて考える必要がある。というのも、戦後日本の協同組織金融機関の成立過程にまで遡って検討されるべき課題であるが、それぞれが異なる根拠法・準拠法に基づいて設立され、業態別に運営されてきたために、地域に共通する課題、中小企業で直面する課題等に対して、協同して取り組むことが出来ていないからである。この問題は、第5論点の「連合会（中央機関）のあり方」とも相俟って、協同組織金融のあり方自体を抜本的に見直すことを要請している。他の業態が抱えている課題に対して、自らの問題として認識し、いわゆる「協同組織性」を発揮して取り組む方向に進んでいく方策が検討されねばならない。

次に、第3論点の「ガバナンスのあり方」

図表5 協同組織金融機関のあり方をめぐる個別論点

	論 点	内 容
1	地域金融・中小企業金融において協同組織金融機関が果たす役割	預貸率の低下など、従来の融資を通じた金融仲介機能の伸び悩みが見られる中、協同組織性の強みであるきめの細かい金融サービスを提供する観点から、中小企業再生支援機能、生活基盤支援機能、コンサルティング機能などの役割を積極的に果たしていくことが望まれる。
2	業態別のあり方	協同組織性の本来的な強みを発揮するためには業務の「選択と集中」が必要。信用金庫と地域信用組合の区分が必ずしも明確でなくなっている現状において、その意義・必要性等について、根本に遡った多面的な検討を行っていくことが考えられる。 小規模の事業者、消費者の生活支援に特化した新たな形態の創設について、検討を行っていくことが望ましい。
3	ガバナンスのあり方	総代会の機能の向上、職員外理事の登用等に係る自主的な取組みが行われていくことが望まれる。 複数の監事による監査を行う監事会制度を創設するための検討を行っていくことが望ましい。 半期決算・半期開示、半期監査の制度化等について、適用範囲には留意しつつ、検討を行っていくことが必要であるが、まずは各協同組織金融機関の判断で自主的な取組みが一段と進展していくことが望まれる。
4	業務等のあり方	協同組織性、それに基づくコモンボンド(共通の絆)の考え方に鑑みると、地区のあり方については現在の枠組みを維持することが望ましい。 余資運用について、 ①運用方針、運用手法、リスク管理体制の整備状況等の開示による自己規律の確保、 ②中央機関による個別協同組織金融機関の運用状況のモニタリング、 ③中央機関と個別協同組織金融機関によるファンド等の共同運用など運用手段の多様化、などの自主的な取組みが行われていくことが望まれる。
5	連合会(中央機関)のあり方	中央機関が、個別の協同組織金融機関を補完する観点から、例えば中小企業融資、不良債権処理、再生支援、余資運用等の面でサポートを行っていくことが望まれる。 中央機関としての機能を十分に発揮するためには、その目的、役割、権限等について法的に明確化していく方向で検討が行われていくことが望ましい。 時限的な措置である改正金融機能強化法の枠組みの重要性を認識するとともに、持続可能で安定的な相互支援制度としてどのようなあるべき姿が考えられるか検討を行っていくことが望ましい。

[注] 金融審議会「協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ中間論点整理の概要」参照

についてであるが、理事長権限の強さについては、現状においてもまだ大きく変わっておらず、そのことはリスク管理態勢についても不十分な認識に留まっていることを示している。経営における外部からのガバナンスを強めることが求められており、外部監査の導入・

拡大とともに、形骸化している総代会のあり方の見直しも必要となっている<sup>(25)</sup>。

最後に、第4論点の「業務等のあり方」についてであるが、「協同組織性」に基づく業務範囲の再確認が必要となっており、複雑化・高度化する金融業務を無批判的に取り入れる

のではなく、その本来の会員・組合員制度を生かした業務運営を徹底していくことが求められている。この点については、以前からの「同質化論」に与することなく、さらには「株式会社化」などを批判的に捉え、真の意味での「協同組織性」を軸としたあり方を希求すべきである。こうした点については次章の二節で改めて論じることとする。

### Ⅲ. 金融行政の転換と協同組織金融機関のあり方

#### 1. 金融行政の転換

今、金融庁の中小企業・地域金融に対する姿勢が大きく変わりつつある<sup>(26)</sup>。担保や保証に依存しない事業性評価に基づく融資の徹底を地域金融機関に求め、目利き力向上で企業再生、地域経済活性化へと導くことを目指している。一方、金融機関の健全性確保のための実質的ルールとされてきた金融検査マニュアルの廃止も検討し始めている。

2016年8月に開催された金融モニタリング有識者会議では「なぜ金融モニタリングの見直しが必要か」との問題提起がなされ、今後の見直しの柱が提示された。①形式的な最低基準の順守ではなく良質な金融サービス提供の実質的履行、②過去の一時点の健全性確認でなく将来に向けたビジネスモデルの持続可能性の確認、③特定個別問題の対応から真に重要問題の対応への転換、の3つである。金融庁はすでに金融機関の判断を尊重した個別資産査定や担保・保証に過度に依存しない事業をみた融資への転換、将来課題を見据えた問題提起と対話による自主改善等を促してきた。今後の目指すべき姿として、顧客との共

通価値の創造に根ざしたビジネスモデルの確立をあげている。

金融庁の方針転換の背景には地域金融への危機感がある。金融レポート（2016年9月公表）では2025年に6割の地方銀行が本業赤字に転落するとの分析が示されているが、地方銀行が十分に金融仲介機能を発揮できていないこと自体が問題視されており、従来の検査・監督体制が銀行の貸出行動を歪めているとの認識に立っている。ここでは地方銀行の課題として分析がなされ、協同組織金融機関に対する直接的な指摘はないものの、地域金融機関への指摘として受け止める必要がある。

2016年10月公表の『平成28事務年度金融行政方針』では<sup>(27)</sup>、①金融システムの安定・金融仲介機能の発揮、②利用者保護・利用者利便、③市場の公正性・透明性・活力を確保することにより、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大を目指すとしている。さらに、金融を取り巻く環境が急激に変化中、上記を実現のために以下の変革が必要とされている。すなわち、(1) 金融当局・金融行政運営の変革、(2) 国民の安定的な資産形成を実現する資金の流れへの転換、(3) 「共通価値の創造」を目指した金融機関のビジネスモデルの転換、である。

金融庁は、金融機関側の「融資可能な貸出先が少なく厳しい金利競争を強いられている」という主張に対し、顧客企業にヒアリングを行い、「金融機関は相変わらず担保・保証が無いと貸してくれない」との認識を対置し、金融機関と顧客企業との認識に大きな相違があることを示した。結果として、保証や担保がないと融資に慎重となり、金融機関自

身も収益機会を逸している事態を「日本型金融排除」と定義した（図表6参照）。

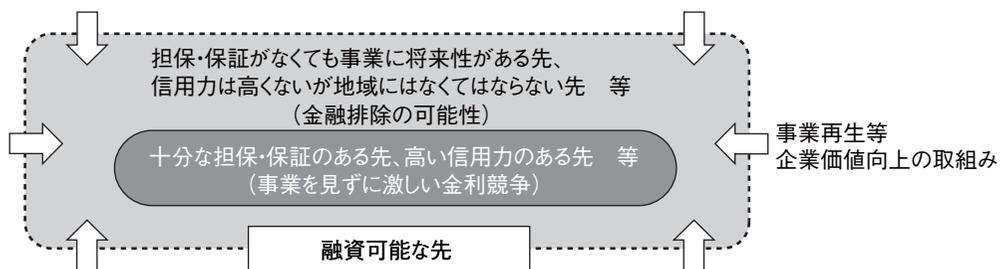
金融庁はこうした事態の改善のために、事業性評価に基づく融資の促進を促し、金融機関が本来有すべき目利き力の発揮を求めている。そのために新たに策定しているのが、金融機関の金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる多様な指標として金融仲介機能のベンチマークである（図表7参照）。取引先企業の経営改善や成長力強化、抜本的事業再生による生産性向上、担保・保証依存の融資姿勢からの転換に関連する5項目を共通ベンチマークに指定し、その他50項目を選択式として地域金融機関に年1回の報告を求める方向で検討している。金融庁はベンチマークを「自己点検・評価、開示、対話のツール」として活用することを求めており、法令に基づく義務ではないとしながらも、金融機関には新ルールと受け取られる枠組みとなっている。

こうした中で、金融庁は信用金庫・信用組合に対しても金融仲介機能ベンチマークを求めている<sup>(28)</sup>。そもそも顧客企業と一番身近な位置で、その支援を行い得るのが協同組織金融機関である。ただし、今回のベンチマーク自体は、株式会社組織の民間銀行を念頭に

置いた内容となっており、協同組織金融機関に直接適用するのは難しいと言わざるを得ない。現在、選択ベンチマークの検討に入っているが、ベンチマークでは数値目標を掲げ、その実行と公表を迫られることになるため、その選択、調査等にも膨大な事務作業を伴うこととなる。すぐには成果の出ないものの長期的な視点から顧客企業に寄り添い、支援をしていくことが求められる協同組織金融機関とは相容れないものであると言える。担保・保証に依存せず事業性評価に基づく融資を推進していくことなど、金融庁が今進めている方向性には賛同できる側面があるものの、「金融機関性」に基づく新たな基準を徹底させられることで、協同組織金融機関にとっては現実的問題（「協同組織性」の制限）が生じることが懸念される。

金融機関がその本来の役割を自覚し、取組みを進めることは必要であり、まだその余地があるという金融庁の認識自体は一般論としては正しい。しかしながら、国家が市場主義的な競争政策を全面的に推進する下で、金融機関に企業再生や地域活性化推進などの創意工夫溢れる取組みを求めることは一方的である。地域の多様性を踏まえた地方創生ビジョンをまずは政府・自治体が示さなければなら

図表6 日本型金融排除の概念図



〔出所〕金融庁ホームページ

図表7 金融仲介機能のベンチマーク

項目	共通ベンチマーク
(1) 取引先企業の経営改善や成長力の強化	1. 金融機関がメインバンク（融資残高1位）として取引を行っている企業のうち、経営指標（売上・営業利益率・労働生産性等）の改善や就業者数の増加が見られた先数（先数はグループベース。以下断りがなければ同じ）、及び、同先に対する融資額の推移
(2) 取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上	2. 金融機関が貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況 3. 金融機関が関与した創業、第二創業の件数 4. ライフステージ別の与信先数、及び、融資額（先数単体ベース）
(3) 担保・保証依存の融資姿勢からの転換	5. 金融機関が事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資額、及び、全与信先数及び融資額に占める割合（先数単体ベース）

項目	選択ベンチマーク
(1) 地域へのコミットメント・地域企業とのリレーション	1. 全取引先数と地域の取引先数の推移、及び、地域の企業数との比較 2. メイン取引（融資残高1位）先数の推移、及び全取引先数に占める割合（先数単体ベース） 3. 法人担当者1人当たりの取引先数 4. 取引先への平均接触頻度、面談時間
(2) 事業性評価に基づく融資等、担保・保証に過度に依存しない融資	5. 事業性評価の結果やローカルベンチマークを提示して対話を行っている取引先数、及び、左記のうち、労働生産性向上のための対話を行っている取引先数 6. 事業性評価に基づく融資を行っている与信先の融資金利と全融資金利との差 7. 地元の中小企業と信先のうち、無担保と信先数、及び無担保融資額の割合（先数単体ベース） 8. 地元の中小企業と信先のうち、根抵当権を設定していないと信先の割合（先数単体ベース） 9. 地元の中小企業と信先のうち、無保証のメイン取引先の割合（先数単体ベース） 10. 中小企業向け融資のうち、信用保証協会保証付き融資額の割合、及び100%保証付き融資額の割合 11. 経営者保証に関するガイドラインの活用先数、及び全与信先数に占める割合（先数単体ベース）
(3) 本業（企業価値の向上）支援・企業のライフステージに応じたソリューションの提供	12. 本業（企業価値の向上）支援先数、及び、全取引先数に占める割合 13. 本業支援先のうち、経営改善が見られた先数 14. ソリューション提案先数及び融資額、及び、全取引先数及び融資額に占める割合 15. メイン取引先のうち、経営改善提案を行っている先の割合 16. 創業支援先数（支援内容別） 17. 地元への企業誘致支援件数 18. 販路開拓支援を行った先数（地元・地元外・海外別） 19. M&A支援先数 20. ファンド（創業・事業再生・地域活性化等）の活用件数 21. 事業承継支援先数 22. 転廃業支援先数 23. 事業再生支援先における実抜計画策定先数、及び、同計画策定先のうち、未達成先の割合 24. 事業再生支援先におけるDES・DDS・債権放棄を行った先数、及び、実施金額（債権放棄額にはサービサー等への債権譲渡における損失額を含む、以下同じ） 25. 破綻懸念先の平均滞留年数 26. 事業清算に伴う債権放棄先数、及び、債権放棄額 27. リスク管理債権額（地域別）
(4) 経営人材支援	28. 中小企業に対する経営人材・経営サポート人材・専門人材の紹介数（人数ベース） 29. 28の支援先に占める経営改善先の割合
(5) 迅速なサービスの提供等顧客ニーズに基づいたサービスの提供	30. 金融機関の本業支援等の評価に関する顧客へのアンケートに対する有効回答数 31. 融資申込みから実行までの平均日数（債務者区分別、資金使途別） 32. 全与信先に占める金融商品の販売を行っている先の割合、及び、行っていない先の割合（先数単体ベース） 33. 運転資金に占める短期融資の割合
(6) 業務推進体制	34. 中小企業向け融資や本業支援を主に担当している支店従業員数、及び、全支店従業員数に占める割合 35. 中小企業向け融資や本業支援を主に担当している本部従業員数、及び、全本部従業員数に占める割合
(7) 支店の業績評価	36. 取引先の本業支援に関連する評価について、支店の業績評価に占める割合
(8) 個人の業績評価	37. 取引先の本業支援に関連する評価について、個人の業績評価に占める割合 38. 取引先の本業支援に基づき行われる個人表彰者数、及び、全個人表彰者数に占める割合
(9) 人材育成	39. 取引先の本業支援に関連する研修等の実施数、研修等への参加者数、資格取得者数

(10) 外部専門家の活用	40. 外部専門家を活用して本業支援を行った取引先数
	41. 取引先の本業支援に関連する外部人材の登用数、及び、出向者受入れ数（経営陣も含めた役職別）
(11) 他の金融機関及び中小企業支援策との連携	42. 地域経済活性化支援機構（REVIC）、中小企業再生支援協議会の活用先数
	43. 取引先の本業支援に関連する中小企業支援策の活用を支援した先数
	44. 取引先の本業支援に関連する他の金融機関、政府系金融機関との提携・連携先数
(12) 収益管理態勢	45. 事業性評価に基づく融資・本業支援に関する収益の実績、及び、中期的な見込み
(13) 事業戦略における位置づけ	46. 事業計画に記載されている取引先の本業支援に関連する施策の内容
	47. 地元への融資に係る信用リスク量と全体の信用リスク量との比較
(14) ガバナンスの発揮	48. 取引先の本業支援に関連する施策の達成状況や取組みの改善に関する取締役会における検討頻度
	49. 取引先の本業支援に関連する施策の達成状況や取組みの改善に関する社外役員への説明頻度
	50. 経営陣における企画業務と法人営業業務の経験年数（総和の比較）

〔出所〕金融庁ホームページ

ない。人口減少、産業空洞化の地域において地域金融にできることは限られており、他の地域の個別先進事例を参考に示されてもそれを一般化することが困難な地域も存在する。大企業、都市部中心の政策から中小企業、地域重視の政策への転換が必要不可欠である。同時に、現在の異次元金融緩和を一刻も早く中止し、適正な利鞘が確保できる正常な金融政策運営への回帰も求められる。

## 2. 今後の協同組織金融機関のあり方

今後の協同組織金融機関のあり方については、何よりも本来業務の徹底が必要であると言える。それは「協同組織性」に基づく「金融機関性」の発揮である<sup>(29)</sup>。預貯金の受入れを基礎に、貸出業務、決済業務を合わせ行うことであるが、その際、組合員・会員を中心とした業務の徹底が必要となる。何よりも組合員・会員との対話に基づく業務展開・取組みが必要である。例えば、定期積金業務の重視<sup>(30)</sup>、ローラー活動の重視や少額融資の積極的実施<sup>(31)</sup>、手形貸付の重視<sup>(32)</sup>、さらには取引先の実情に合わせた具体的支援強化<sup>(33)</sup>なども指摘されているが、「協同組織性」を意識した中小企業、個人、労働組合・労働者、

農業団体、農民などの金融ニーズをしっかりと把握し、それに応えていくことが求められる<sup>(34)</sup>。

さらに、協同組織金融機関の中央組織との連携、異なる協同組織金融機関の業態間の連携、そして社会に幅広く存在している協同組合との関係強化などの「協同組織性」を発揮した取組みも必要である。こうした取組みの延長線上に、地域社会の発展があると言えよう。

こうした地域社会の持続的発展にむけて、協同組織金融機関に求められている課題について、協同金融研究会代表の齊藤正氏は以下の三点を提示されている<sup>(35)</sup>。

第一に、狭い「組合員主義」の克服、個々の「対象の専門性」発揮にとどまらない、自治体やNPO、住民をも巻き込んだ「オール地域」での取り組みを進めることである。これは共益から公益へと向かう協同組合の発展モデルを組み込んだ課題と言える。

第二に、自治体の地域政策の中に個々の協同組織金融機関の努力が活かされるようにすることである。その際、米国のCRA（地域再投資法）のような具体的な仕組みを創設することによって協同組織金融機関の関与の度

合いを高めていくことが必要とされており、現在の地方経済活性化に向けて極めて重要な課題と言える。

第三に、「マネーの履歴」（預金や資本調達の源泉、融資対象とその効果など）を徹底すること、である。これは食の安全性の確保のためのトレーサビリティに倣うものであり、地域社会でマネーを循環させることを目指すものであるが、協同組織金融機関こそがこうした取組みの先頭に立つことが求められていると言える。

#### IV. おわりに

協同組織金融機関のあり方をめぐっては、半世紀近くにわたり議論が行われてきているが、その「協同組織性」と「金融機関性」において、後者が強まり、前者が弱まる事態への対応がそのきっかけとなってきた。しかしながら、その問題点を正面に据えた対策はとられることはなく、協同組織金融機関の存在意義が一般的に確認され、現実的に生じてきた問題には現状追認的に対応してきたに過ぎないように思われる。

今、必要とされるのは、資本主義における協同組合の意義の再確認であり、資本主義的金融システムにおける協同組織金融機関の役割をしっかりと認識することである。言うまでもなく、それは野放図な利益追求主義を貫く資本に対して、地域に根ざした協同の世界を対峙させることであり、中小企業や個人等の金融ニーズにしっかりと応えられる金融機関を確立することである。協同組織金融機関が「協同組織性」を軸とした「金融機関性」の発揮を行い得るシステムの構築こそが求め

られる。

現在、アベノミクス下の異常な金融緩和政策による金利低下で、金融機関は本業での利益減少に苦しんでいる。一刻も早い政府・日銀の抜本的政策転換が望まれるが、金融庁自身は中小企業金融・地域金融の現場で「日本型金融排除」なる事態が起こっていることを問題視し、地域金融機関に金融仲介機能の発揮を求めている。こうした中で、協同組織金融機関こそがその理念に立ち返り、率先して取組みを強化すべきである。地域の中小企業の経営相談に乗り、支援を進める中で資金需要を掘り起こし、働く人々の金融相談にも積極的に応じていくなど、その本来の役割を一層発揮していくことが求められている。

なお、本稿では協同組織金融機関4業態のそれぞれの独自課題などへの分析が不十分であった。とりわけ農協法の改正など農林系統金融機関の課題についてはほとんど触れることが出来なかった。さらに協同組織金融機関の中央組織の問題についても検討できなかった。こうした点については次の機会に取り組みむこととしたい。

#### 〔注〕

- (1) 国際協同組合年については、IYC記念全国協議会サイト (<http://www.iyc2012japan.coop>) に詳しくその取組みが掲載されている。
- (2) 新自由主義においては、市場の評価が第一に考えられるようになり、市場の尺度である貨幣をどれだけ効率的に手に入れることが出来るかという点が重視され、逆に効率的に貨幣収入が得られない分野が軽視されるようになっていく。こうして経済の金融化が進展していくことで、社会に必要とされる分野であっても切り捨てられるようになっていく。櫻谷勝美・野崎哲哉『新自由主義改

- 革と日本経済』三重大学出版会，2008年，31ページ参照。
- (3) アベノミクスによる格差拡大などの弊害については，例えば，牧野富夫編『アベノミクス崩壊』新日本出版社，2016年，を参照されたい。
- (4) 資本主義の成立過程において，株式会社と協同組合は「双生児」として誕生しており，資本主義における株式会社の役割を考えるのと同じく，協同組合の存在意義を考えることは非常に重要な課題である。齋藤正『戦後日本の中小企業金融』ミネルヴァ書房，2003年，第8章参照。
- (5) 拙稿「変革迫られる協同組織金融機関 設立の理念に立ち返れ」『中部経済新聞』2016年12月21日付参照。
- (6) 本論文では「協同組織金融機関の優先出資に関する法律」第二条に基づき，協同組織金融機関とは，以下の4つの業態を指している。①信用金庫及び信用金庫連合会，②信用協同組合及び中小企業等協同組合法の事業を行う協同組合連合会，③労働金庫及び労働金庫連合会，④農業協同組合及び農業協同組合連合会・漁業協同組合・漁業協同組合連合会・水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会・農林中央金庫。
- (7) 戦後日本の経済成長における協同組織金融機関の役割については，専門金融機関制度の下で広く確認されてきている。この点については，金融制度調査会の1966年および1989年の議論においてもその存在意義の確認という形で示されている。
- (8) 金融庁が2016年10月に公表した『平成28事務年度金融行政方針』20-21ページ参照。
- (9) 日本における協同組織金融機関の歴史的経緯については，鹿野嘉昭『日本の金融制度』第2版，東洋経済新報社，2006年，第14章を参照されたい。
- (10) 信用組合には，その組合員の対象層の違いから以下の3つの区別がある。まず地域信用組合は一定の営業区内に所在する中小企業者，勤労者等を対象としており，業域信用組合は同一業者の人から構成され，職域信用組合は会社又は官庁等の職場内の勤労者を対象としている。
- (11) 労働金庫は現在，店舗数640店，会員数153,840会員（うち団体会員54,762会員）であり，
- 間接構成員数は約1,036万人に達している。出資金は959億円となっている。
- (12) 齊藤正「日本の『協同組織金融』制度の特質と現代的課題」『生協レポート』No. 79，2016年3月，34ページ参照。ちなみに，こうした点に欧州の協同金融との相違点を指摘する議論も多く，株式会社の民間銀行との強い同一性を持つ側面（「金融機関性」）が前面に出る一方で，本来の理念である相互扶助の側面（「協同組織性」）が弱くなっているという現状につながる側面があることも否めない。またドイツとの比較において，日本では農業系と商工業系の分裂，複数の中央機関と系統，業種別の信用集中，存在感の地域差があり，結果として相対的に弱い一体感と分業・協業が行われている。清田匡「協同組織金融機関の理念と諸問題」金融審議会金融分科会第二部会「協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ第3回有識者ヒアリング資料参照。
- (13) この点については，金融審議会金融分科会第二部会「協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ第1回会合においても確認されており，詳しくは当該会合の議事録を参照されたい。
- (14) 法人税法第66条第3項では「公益法人等（一般社団法人等を除く。）又は協同組合等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は，各事業年度の所得の金額に100分の19の税率を乗じて計算した金額とする」となっている。同法別表3に適用を受ける協同組合が記載されており，ここに協同組織金融機関が列記されている。
- (15) 「協同組織性」という用語についてであるが，先行研究では「金融機関性」に対比される概念として「協同組合性」なる用語を使用しているものもあるが，本稿では，協同組織金融機関が民間銀行と区別される側面を論じるものとして「協同組織性」という用語に統一して論じている。
- (16) 農協等の株式会社への組織変更を認める規定を盛り込んだ農協法の改正問題を含む，協同組織金融機関の株式会社化の問題点については，明田作「協同組合の株式会社化とその問題点」『農林金融』2016年7月号参照。

- (17) 現実の協同組織金融機関は、市場経済をベースとした金融業務を行わざるを得ず、その「協同組織性」の発揮においても「金融機関性」をふまえた対応が必要となる。営利性を追求する民間金融機関との競争関係にある中で、「協同組織性」をいかに貫くかが焦点となる。
- (18) 協同組織金融機関の中央組織については、前掲『日本の金融制度』第14章、394-404ページ参照。
- (19) 信用事業をはじめとして、共済事業、経済事業など複数の事業を展開している農業協同組合のことを総合農協という。本稿では協同組織金融機関としての農業協同組合については総合農協の計数を使用している。
- (20) ここでの信用金庫の業種別貸出残高構成比の数値は信金中金調べに基づいている。『金融財政事情』2016年11月14日16ページ参照。
- (21) ここでの信用組合の業種別貸出残高構成比の数値は信組決算に基づいている。『金融財政事情』2016年11月14日26ページ参照。
- (22) 労働金庫の住宅ローンビジネスの比重の高まりについては、『金融財政事情』2016年11月14日30-33ページ参照。総合農協の住宅ローンの増加については、JAバンクホームページ (<http://www.jabank.org>) の「貯貸金動向等について」を参照されたい。
- (23) 信金の不動産業貸出の急増のデータについては、『全国信用金庫概況』(2011年度) および『2015年度信用金庫概況』参照。
- (24) 安田原三「協同組織金融機関の制度見直し論について」(安田原三・相川直之・笹原昭五編『いまなぜ信金信組か—協同組織金融機関の存在意義—』所収、第1章) 参照。
- (25) 現在、信用金庫業界では総代会の機能向上に向けての取り組みが進められており、全265信金のうち196信金で総代定年制が導入されている。また9割超の249信金で職員外理事が登用されており、ガバナンス改革が進展している。『ニッキン』2016年12月2日付参照。
- (26) 拙稿「変革迫られる地域金融 真の金融仲介機能を発揮できるのか?」『中部経済新聞』2016年10月26日付参照。
- (27) 金融庁は2015年より、金融行政が何を指し、いかなる方針で行政を行っていくかについて「金融行政方針」として明確化し公表し、その進捗や実績を年次で評価し、さらに「金融レポート」として公表(9月)した上で、次の事務年度の「金融行政方針」に反映(PDCAの実施)させることにしている。
- (28) 『ニッキン』2016年10月7日。なお、信用金庫業界では、事務負担の増加が懸念されており、短時間で計数を把握することも困難であるとしている。
- (29) 協同組織金融機関における協同組織性を考える際、その前提として、市場経済における協同組合の位置づけを検討することが重要である。この点については、斎藤前掲書第8章参照。
- (30) 細かな訪問管理で取引先との接点を増やすことで、事業性評価への取り組みにつなげていく狙いがあると考えられる。古江晋也「定期積金の集金業務と協同組織金融機関」(農林中金総合研究所『金融市場』2015年12月号所収)。
- (31) 古江晋也「融資推進と協同組織金融機関」(農林中金総合研究所『金融市場』2016年3月号所収) 参照。
- (32) 『ニッキン』2016年11月11日付参照。
- (33) 田口さつき「信用金庫の取引先支援—貸出金残高減少に歯止めをかける—」『農林金融』2016年8月号参照。
- (34) 例えば、労働金庫は生活協同組合や社会福祉法人、NPO法人などの活動を支援する事業性資金融資制度の浸透を図っている。『ニッキン』2016年10月7日付。こうした他の非営利・協同セクターとのネットワークの構築が非常に重要となっている。『金融財政事情』2016年11月14日、32ページ参照。
- (35) 前掲斎藤論文39ページ参照。